

特殊車両・過積載の合同取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と与板警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時：令和5年10月12日（木） 14時～16時

取締り場所及び結果

- ・国道116号 出雲崎除雪ステーション
（三島郡出雲崎町大字船橋字縄手地先）

取締り車両数：3台

＜違反指導を行った内訳＞

道路法取締り

- ・車両諸元違反（警告）：1台

道路交通法取締り

- ・過積載：0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

お問い合わせ先：【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 佐藤 智裕 [電話] 0258-36-4552 (内線431)

【過積載に関することについて】

新潟県 与板警察署 交通課 [電話] 0258-72-0110



【取締り実施状況】



車両の重量を計測しています。



特殊車両通行許可証の内容を確認しています。

➤ 下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。